

東京ふるさと滝根会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、「東京ふるさと滝根会」(以下「本会」という。)と称し、事務所を田村市滝根行政局に置く。

(組織)

第2条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 滝根町外に在住する滝根町出身者とその家族。
- (2) 本会の趣旨に賛同する個人及び法人等。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦交流及び情報交換を図りながら、郷土の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦交流に関すること。
- (2) 会員相互及び田村市滝根町との情報交換に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要なこと。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局 3名
- (6) 会計 1名

(役員の任務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 幹事は、事業運営上必要な総合的執行に当たる。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 事務局は、本会の事務を処理する。また、田村市滝根行政局との連絡に当たる。
- (6) 会計は、本会の会計事務を処理する。

(役員の選出)

第7条 本会の役員は、総会において選出する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは補充することができる。ただし、補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(顧問)

第9条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、役員会において推薦し、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務について会長の相談に応える。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、会長が認めたときは、書面により審議することで総会の開催に代えることができる。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 会則の改廃に関すること。

(4) その他必要と認める事項。

3 総会は、役員会で必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

4 役員会は、必要に応じて開催する。

5 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、総会においては副会長が議長を行う。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は年額3,000円とする。ただし、夫婦会員の場合は、1名分を免除する。

3 会費は、毎年度12月末までに指定の口座に振り込むものとする。

4 会計の収支は、監査を受け、総会に報告し承認を受けなければならない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第13条 この会則の改廃には、総会の承認を必要とする。

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って別に定めることができる。

第15条 会員で、会の体面を毀損する行為があったと認めるときは、役員会の議を経てこれを除名することができる。

附 則

1 この会則は、平成19年7月1日から施行する。

2 設立時における役員の任期は、第8条の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。